

新型コロナウイルス感染症の給付請求について

新型コロナウイルス感染症が2類相当の指定感染症と定められている期間に陽性となった場合に給付請求できます。9月26日から取り扱いが変わりますので、ご注意ください。

●9月25日までに陽性と診断された場合

①給付対象

医師または保健所の指導により入院、宿泊療養・自宅療養をした場合、不慮の事故入院扱いとなり、生命基本共済・団体生命共済・医療共済の給付対象となります（※次ページ給付例を参照）。

②給付対象期間

入院とみなす期間は、陽性診断日から就業制限解除日までとなります。なお、診断書や療養証明書に入院期間や療養期間が明記されていない場合は、厚生労働省の事務連絡に基づき、診断日が2022年8月31日以前は最大で10日まで、2022年9月1日以降は最大で7日までを給付対象期間とします。この期間を超えて療養を行った場合は、診断書もしくは療養証明書（療養期間の記載のあるもの）の提出が必要となります。

③必要書類（HPからダウンロード可） 組合所属用 退職者グループ用

1. セット・火災共済給付請求書
2. 保健所発行の陽性診断日と就業制限解除日が記載された書類

※入院は「診断書」、宿泊療養は「宿泊療養証明書」で代用できますが、陽性診断日が記載されていない場合は、併せて保健所発行の書類もしくは「My HER-SYS」の療養証明書の提出が必要です。

※自宅療養で保健所発行の書類に就業制限解除日が記載されていない場合は、休業証明書（出勤簿・タイムカード等のコピー、無職・学生の場合は申立書）を併せて提出してください。

※自宅療養で保健所から書類が発行されない場合は、「My HER-SYS」の療養証明書と休業証明書を代わりに提出してください。

●9月26日以降に感染が判明し無症状または軽症である場合

↓
次ページへ

●9月26日以降に感染が判明し無症状または軽症である場合

民間保険各社及び全労済等は、政府が新型コロナウイルス感染者の全数把握を見直したことから、9月26日以降の感染者のうち、①65歳以上、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方、④妊娠中の方だけを入院給付の対象とし、無症状または軽症者の自宅療養及び宿泊療養は、入院給付の対象外としました。

国公共済会は、感染症法上の2類相当が変更されない限り、上記①から④に該当した場合だけでなく、無症状または軽症者が自宅療養や宿泊療養をした場合でも、これまで通り不慮の事故入院扱いとし、給付対象とします。なお、9月26日以降に感染した上記①から④の対象者以外の方には保健所からの療養証明書等が基本的には発行されなくなつたことから、給付請求に必要な書類をつぎのとおりとします。

(1) セット・火災共済給付請求書 組合所属用 退職者グループ用

(2) 陽性診断が確認できる書類

医療機関や検査センターで実施されたPCR検査の結果、健康フォローアップセンター（陽性者登録センター）の受付結果など
※検査キットを使い、自主検査で陽性判定ができた場合は、上記センターに登録して受付結果などを提出してください。

(3) 療養期間を確認できる書類

休業証明書、出勤簿の写し、コロナ自宅安静についての申立書（無職・学生の場合）など

※自宅療養・宿泊療養を入院とみなして給付しているため、療養期間中に出勤している場合、テレワークをしている期間は、給付対象外となります。

《給付例》



陽性診断日から解除日までが7日間で、生命基本共済に60口、団体生命共済に60口、医療共済に20口加入している場合

- 生命基本共済60口×100円×7日間＝4万2千円
- 団体生命共済60口×100円×7日間＝4万2千円
- 医療共済20口×500円×7日間＝7万円

給付合計額：15万4千円

※給付請求の時効は事由発生日から3年ですので、ご注意ください。